



セカンドオピニオン

SBI アルヒ株式会社

2026年3月24日

サステナブルファイナンス・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：森安 圭介

格付投資情報センター(R&I)は、SBI アルヒのサステナブルファイナンス・フレームワーク(2026年3月改定)が以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)	グリーンローン原則(2025、LMA 等)
ソーシャルボンド原則(2025、ICMA)	ソーシャルローン原則(2025、LMA 等)
グリーンボンドガイドライン(2024、環境省)	グリーンローンガイドライン(2024、環境省)
ソーシャルボンドガイドライン(2021、金融庁)	サステナビリティボンド・ガイドライン(2021、ICMA)

■資金使途(グリーン)

事業区分	対象プロジェクト
エネルギー効率	【フラット35】Sのうち、省エネルギー性に関する基準を満たす住宅に対する住宅ローン債権

■資金使途(ソーシャル)

事業区分	対象プロジェクト	対象となる人々
必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント	【フラット35】Sのうち、「バリアフリー性に関する技術基準」を満たす住宅に対する住宅ローン債権	高齢者、介護等を両立する人々

1. 資金調達者の概要

- SBI アルヒは国内最大手の住宅ローン専門金融機関。住みやすい街の紹介、不動産売買の手伝い、さまざまな暮らしのサービスなど、家探しや住み替えに必要な商品とサービスをワンストップで提供している。
- 住宅ローンを核として、顧客ひとりひとりに最適な住みやすい街と家探しから、住み替え時や住み替え後の暮らしまで、ライフステージに合わせたさまざまな商品・サービスをご提供し、多様な金融サービス、卓越したオペレーション、パートナーネットワークを通じて、顧客にとってファーストチョイスとなる住宅金融のリーディングカンパニーを目指している。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果・社会的効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

- 本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下のグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクトに該当する適格プロジェクトに対する新規投資及び既存のリファイナンスに充当される予定。なお、複数回のサステナブルファイナンスによる資金調達を通じてリファイナンスを行う場合はリファイナンスされる額を開示し、資金調達時点において将来に渡る環境改善効果・社会的効果の持続性について評価する。また、技術基準や適用条件が本フレームワークに大きな影響を与える変更となった場合は適格プロジェクトの見直しを行い、必要に応じて外部レビュー機関による評価を受ける。

(1) グリーンプロジェクトの環境改善効果

【フラット35】Sのうち、省エネルギー性に関する基準を満たす住宅に対する住宅ローン債権

事業区分：エネルギー効率

貢献する SDGs:



- 調達資金は、【フラット35】Sのうち一定の省エネルギー性に関する技術基準を満たす住宅ローン債権に充当される。当該技術基準において、日本住宅性能表示制度が定める一次エネルギー消費量等級及び断熱等性能等級に従い、住宅ローン債権の裏付資産となる物件が満たすべき省エネルギー性能の要件を明確に定義している。省エネルギー性の高い住宅の普及による CO₂ 排出量の削減が環境改善効果として期待される。

制度	分類	技術基準
新築		
【フラット35】S	ZEH	ZEH
	金利Aプラン (省エネルギー性)	認定低炭素住宅
		【2022年10月1日以降に設計検査の申請が受理された物件】 断熱等性能等級5以上の住宅かつ一次エネルギー消費量等級6の住宅
	性能向上計画認定住宅	
金利Aプラン (耐久性・可変性)	長期優良住宅	
中古		
【フラット35】S	ZEH	ZEH
	金利Aプラン (耐久性・可変性)	長期優良住宅

- ・【フラット35】Sの一次エネルギー消費量等級及び断熱等性能等級の各項目の内容は以下の通り。いずれの技術基準も、一次エネルギー消費量等級6(設計一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策が講じられていること)かつ断熱等性能等級5(熱損失等のより大きな削減のための対策が講じられていること)以上という性能を満たしている。

〈新築住宅〉

(a)【フラット35】S ZEH

・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅のことである。再生可能エネルギー等を加えた一次エネルギー消費量削減割合(対基準一次エネルギー消費量)に応じて、一戸建ての場合は『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Oriented に区分され、共同建て住宅などの場合は『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented に区分される。いずれの区分も、強化外皮基準(断熱等性能等級5相当)、再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量削減割合(一次エネルギー消費量等級6相当)を満たすこととされている。

(b)【フラット35】S 金利 A プラン(省エネルギー性)

①認定低炭素住宅

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(「エコまち法」)の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅または同法の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅のことである。共同建て住宅などについては、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限るとされている。認定低炭素住宅の認定基準は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」と「建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準」の両方を満たすことである。前者の基準は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(以下、「建築物省エネ法」)に規定するエネルギー消費性能に係る誘導基準(一次エネルギー消費量等級6と同程度)、建築物省エネ法に規定する熱性能基準(断熱等性能等級5と同程度)の両方を満たすこととされている。

②断熱等性能等級5以上の住宅かつ一次エネルギー消費量等級6の住宅【2022年10月1日以降に設計検査の申請が受理された物件】

評価方法基準のうち、断熱等性能等級5、同等級6または同等級7及び一次エネルギー消費量等級6の基準に適合する住宅のことである。

③性能向上計画認定住宅

建築物省エネ法の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限る)のことである。共同建て住宅などについては、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限るとされている。

性能向上計画認定住宅の認定基準は、「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすことである。この基準は建築物省エネ法に規定するエネルギー消費性能に係る誘導基準(一次エネルギー消費量等級6と同程度)、建築物省エネ法に規定する熱性能基準(断熱等性能等級5と同程度)の両方を満たすこととされている。

(c)【フラット35】S 金利 A プラン(耐久性・可変性)

①長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成20年法律第87号)の規定により長期優良住宅建

築等計画が認定された住宅のことである。長期優良住宅の認定基準の中に「一次エネルギー消費量性能等級6に適合すること」*³ 及び「断熱等性能等級5に適合すること」という省エネルギー性に関する基準がある。

〈中古住宅〉

(a)【フラット35】S ZEH

〈新築住宅〉(a) ① を参照のこと。

(b)【フラット35】S 金利 A プラン(耐久性・可変性)

長期優良住宅:〈新築住宅〉(c) ① を参照のこと。

(参考)一次エネルギー消費量等級及び断熱等性能等級

- ・ 【フラット35】Sの省エネルギー性に関する技術基準の設定にあたって基となっているのが、一次エネルギー消費量等級及び断熱等性能等級である。一次エネルギー消費量等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく評価方法基準(以下、「評価方法基準」)第5の5-2一次エネルギー消費量等級に定められている基準である。断熱性能等の外皮性能を考慮しながら、暖冷房、給湯、照明などを含めた設備機器のエネルギー効率や再生可能エネルギーの活用などを勘案した一次エネルギー消費量により評価するものである。評価方法基準では、下記のような等級が設定されている。

等級	講じられている対策
6	設計一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策が講じられていること
5	設計一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられていること
4	設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること
1	—

- ・ 断熱等性能等級とは、評価方法基準第5の5-1断熱等性能等級に定められている基準である。この基準は、住宅を断熱材等で包み込むことにより、従来よりも高い水準の断熱性を実現するためのものである。評価方法基準では、下記のような等級が設定されている。

等級	講じられている対策
7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられていること
6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられていること
5	熱損失等のより大きな削減のための対策が講じられていること
4	熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること
3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられていること
2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられていること
1	—

(2) ソーシャルプロジェクトの社会的効果

【フラット35】Sのうち、「バリアフリー性に関する技術基準」を満たす住宅に対する住宅ローン債権

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々：高齢者／介護等を両立する人々

貢献する SDGs:



- 調達資金は以下のバリアフリー性に関する技術基準を満たす【フラット 35】Sの住宅ローン債権に充当される。当該技術基準において高齢者等の移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法が定める措置を超えるバリアフリー性能が確保される。バリアフリー性の高い住宅の普及により高齢者や介護者に暮らしやすい住環境を提供することで、高齢社会への対応という「社会的な課題」の解決への効果が期待される。

制度	分類	技術基準
新築		
【フラット 35】S	金利Aプラン (バリアフリー性)	高齢者等配慮対策等級4以上の住宅 (共同建ての専用部分は等級3でも可)
	金利Bプラン (バリアフリー性)	高齢者等配慮対策等級3以上の住宅
中古		
【フラット35】S	金利Aプラン (バリアフリー性)	【2022年10月1日以降に設計検査の申請が受理された物件】 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 【2022年9月30日以前に設計検査の申請が受理された物件】 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅
	金利Bプラン (バリアフリー性)	【2022年10月1日以降に設計検査の申請が受理された物件】 高齢者等配慮対策等級2以上の住宅

- 【フラット35】Sのバリアフリー基準の各項目の内容は以下の通り。いずれの技術基準も、高齢者等配慮対策等級2(移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること)以上という性能を満たしており、バリアフリー性に関する対策が講じられている。

〈新築住宅〉

(a)【フラット35】S 金利 A プラン(バリアフリー性)

・高齢者等配慮対策等級4以上(共同建ての専用部分は等級3以上)の住宅

評価方法基準のうち、高齢者等配慮対策等級4または同等級5(共同建ての専用部分は同等級3、同等級4または同等級5)の基準に適合する住宅のことである。

(b)【フラット35】S 金利 B プラン(バリアフリー性)

・高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

評価方法基準のうち、高齢者等配慮対策等級3、同等級4または同等級5の基準に適合する住宅のことである。

〈中古住宅〉

(a)【フラット35】S 金利 A プラン(バリアフリー性)

①高齢者等配慮対策等級3以上の住宅【2022年10月1日以降に設計検査の申請が受理された物件】
 〈新築住宅〉(b) ① を参照のこと。

②高齢者等配慮対策等級4以上の住宅【2022年9月30日以前に設計検査の申請が受理された物件】
 評価方法基準のうち、高齢者等配慮対策等級4または同等級5の基準に適合する住宅のことである。

(b)【フラット35】S 金利 B プラン(バリアフリー性)

①高齢者等配慮対策等級2以上の住宅【2022年10月1日以降に設計検査の申請が受理された物件】
 評価方法基準のうち、高齢者等配慮対策等級2、同等級3、同等級4または同等級5の基準に適合する住宅のことである。

(参考) 高齢者等配慮対策等級

- ・ 【フラット35】Sの技術基準の設定にあたって基となっているのが、高齢者等配慮対策等級である。高齢者等配慮対策等級とは、評価方法基準第5の9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)及び9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)に定められている基準である。この基準は、加齢等に伴う身体機能の低下等を考慮した移動等の安全性及び介助行為の容易性の高さを評価するものである。評価方法基準では、下記のような等級が設定されている。

高齢者等配慮対策等級(専用部分)

等級	講じられている対策
5	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられていること
4	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられていること
3	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで到達するための基本的な措置が講じられていること
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること
(中古のみ) 2-	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置の一部が講じられていること
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること
(中古のみ) 0	—

高齢者等配慮対策等級(共用部分)

等級	講じられている対策
5	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられていること
4	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに配慮した措置が講じられていること
3	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること
(中古のみ) 2-	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置の一部が講じられていること
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること
(中古のみ) 0	—

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境・社会面の目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標・社会的な目標

- SBI アルヒは、ESG 視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」を策定し、社会や環境への配慮などの取り組みをより一層事業戦略と結びつけ、社会と自社の成長につなげている。

<5 つのマテリアリティ(重要課題)>

分類	マテリアリティ	具体的な取り組み内容	SDGs との関連性
 E:環境	温室効果ガス排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型住宅向け住宅ローン商品(【フラット35】S)の普及を促進します 【フラット35】の省エネルギー性に関する基準を満たす住宅ローン債権を対象としたグリーンRMBSを継続的に発行します 	
 S:社会	少子・高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯を応援する【フラット35】子育てプラスの制度を背景に【フラット35】の販売を促進します リースバック事業を推進します 様々な金融商品や住み替えのための各種サービスを提供します 	
	多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> プライベートと仕事を効率よく両立できる環境作り(コアタイムのないフレックスタイム勤務制度・育児短時間勤務制度・育児休業制度等)を行います 柔軟な働き方(テレワーク制度・フレキシブルワーク手当等)のサポートを行います スキル向上・キャリア形成のための施策を実施します 	
 G:ガバナンス	コンプライアンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の遵守を当然の前提とし、金融業に携わる者としての倫理観と誠実さに基づいて公正な行動をとっていきます(教育の徹底、外部専門家の登用、ITツールの活用、内部通報制度の設置等) 腐敗行為を防止します 	
	リスクマネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> 社会や環境に負の影響を与え得る活動を抑制し、企業活動のリスクを軽減します 	

[出所:SBI アルヒ ウェブサイト]

- 環境への取り組みにおいては、良質な中古住宅取得や環境配慮型住宅向けの一定の技術基準に基づいた住宅ローン商品の提供を通じて、良いものを受け継ぎ長く使う、循環型社会の構築へ貢献している。グリーンプロジェクトにおいては、SBI アルヒの住宅ローン事業を通じて省エネルギー性の高い新築及び中古住宅の普及を行うことで、CO₂ 排出量の削減に貢献することを目標とする。
- 社会への取り組みにおいては、多様な顧客のニーズに合った住宅ローン(高齢者や障がい者等へ配慮した住宅を含む)や、それぞれのライフステージに寄り添うサービスの提供を行うとともに、住まいと暮らしに関する

情報やノウハウを利用した地域社会の活性化にも取り組み、より多くの人に豊かな住まいと暮らしを提供していく。ソーシャルプロジェクトにおいては、バリアフリー性の高い住宅の普及を行うことで、障がい者、高齢者及び介護者にとっての生活基盤である住宅の居住快適性を向上させ高齢社会への対応の貢献を目標とする。

(2) 規準

- ・ 裏付け資産が上記目標に資することを判断するための規準として、グリーンプロジェクトでは【フラット35】Sにおける省エネルギー性に関する基準を採用している。
- ・ 裏付け資産が上記目標に資することを判断するための規準として、ソーシャルプロジェクトでは【フラット35】Sにおけるバリアフリー性に関する基準を採用している。

(3) プロジェクトの評価・選定のプロセス

- ・ SBI アルヒは国内最大手の住宅ローン専門機関として、住宅ローンの提供を通じた地域活性化及び循環型社会の実現ひいては社会の持続的発展に貢献していくことを目指している。SBI アルヒの取り扱う住宅ローンの中でも、【フラット35】Sは法令に基づき、一定の基準を満たすと認められた住宅の普及のために提供される制度である。本フレームワークに基づくサステナブルファイナンスの資金調達により、【フラット35】Sのさらなる利用促進を行うことで、社会全体のCO₂排出量の削減、高齢社会への対応ができる商品として選定した。
- ・ サステナブルファイナンスで調達した資金の充実に際し、個別の住宅が適格プロジェクトの基準を満たしていることは、【フラット35】の審査過程において以下の通り確認を行う。【フラット35】Sの省エネルギー性に関する基準及びバリアフリー性に関する基準については、建築基準法に基づく「指定確認検査機関」または住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「登録住宅性能評価機関」が物件検査を実施して確認する。
- ・ その後、サステナブルファイナンスの裏付け資産の選定においては SBI アルヒの財務部門が、住宅金融支援機構が定める一定の要件を満たし SBI アルヒの十分な審査及び住宅金融支援機構の承認を得て実行された住宅ローン債権の中から、グリーンプロジェクトでは省エネルギー性に関する基準を満たす債権を、ソーシャルプロジェクトではバリアフリー性に関する基準を満たす債権を選定・抽出する。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 住宅の建築・改修工事においては、騒音規制法や振動規制法、廃棄物処理法等の各種法令に基づき、騒音・振動や廃棄物の発生に関して適正な対策が講じられる。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーン/ソーシャルプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ SBI アルヒの財務部門が、本フレームワークに基づいて調達した資金について、適格プロジェクトへの充当や管理を内部管理システムを用いて行う。サステナブルファイナンスの調達残高の総額が適格プロジェクト残高を超過しないように管理する。

- ・ 万が一、サステナブルファイナンスの調達残高の総額が適格プロジェクト残高を上回る場合、その超過分の資金は現金及び現金同等物にて運用する。再充当に際しては、適格クライテリアを満たす他の適格プロジェクトに再充当する。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。グリーンプロジェクトの環境改善効果に係る指標・ソーシャルプロジェクトの社会的効果に係る指標は、環境面での目標・社会的な目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ SBI アルヒは、本フレームワークに基づき調達された資金の充当状況について、年1回(初回は資金調達から1年以内)、SBI アルヒのウェブサイト等にて開示する。調達資金の充当後に大きな変化が生じた場合は適時に開示をする予定。
 - サステナブルファイナンスの調達資金の残高が存在する限り、サステナブルファイナンスの調達資金の残高の総額が適格プロジェクト残高を超過していないこと
 - サステナブルファイナンスにより調達された資金が全額、適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況(リファイナンスがある場合にはリファイナンス額、未充当金がある場合はその残高と運用方法を含む)
 - 調達金額を充当した適格プロジェクトのリストとその概要

(2) 環境・社会的効果に係る指標

- ・ グリーンプロジェクトの環境改善効果、ソーシャルプロジェクトの社会的効果の開示に関しては以下の内容を予定しており、環境面での目標・社会的な目標に整合している。

■グリーンプロジェクト

対象プロジェクト	レポーティング項目
【フラット35】Sのうち、住宅の省エネルギー性に関する基準を満たす住宅に対する住宅ローン債権	<ul style="list-style-type: none"> ・各技術基準を満たす住宅ローン実行件数、同実行金額 ・省エネルギー性に関する技術基準の概要 ・CO₂排出削減量(推定値、t-CO₂)

■ソーシャルプロジェクト

対象プロジェクト	レポーティング項目		
	アウトプット	アウトカム	インパクト
【フラット35】Sのうち、「バリアフリー性に関する技術基準」を満たす住宅に対する住宅ローン債権	左記技術基準を満たす住宅ローン実行件数、同実行金額	バリアフリー性に関する技術基準の概要	高齢社会への対応

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。